

苓北町上下水道事業公営企業会計システム導入業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、苓北町上下水道事業に地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)を適用するにあたり、企業会計システムの導入業務を公募型プロポーザル方式により選定する事項を定める。

2. 業務概要

(1)業務番号及び業務名

令和 5 年度 苓水委第 1 号

苓北町水道事業公営企業会計システム導入業務委託

令和 5 年度 苓下水委第 1 号

苓北町特定環境保全公共下水道事業公営企業会計システム導入業務委託

令和 5 年度 苓農集委第 1 号

苓北町農業集落排水事業公営企業会計システム導入業務委託

令和 5 年度 苓特定委第 1 号

苓北町特定地域生活排水処理事業公営企業会計システム導入業務委託

ただし、業務については、合冊での発注とし、業務名称は、「苓北町上下水道事業公営企業会計システム導入業務委託」とする。

(2)業務場所

苓北町役場

(3)業務内容

「苓北町上下水道事業公営企業会計システム導入業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおり。なお、「苓北町上下水道事業公営企業会計システム仕様回答書」の機能を基本的に備えていること。

(4)履行期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日まで

(5)予算上限額

金 8,800,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

※契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定。

3. プロポーザル方式等の種別

本業務の受注者決定は「公募型プロポーザル方式等」とする。

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1)参加事業者決定の日までに、指名願が苓北町に提出されていること。
- (2)公告の日から参加事業者決定の日までの間に、苓北町工事請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領(平成 8 年苓北町告示第 8 号)に基づく指名停止又はそれに準ずる措置を受けていないこと。
- (3)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定のいずれかに該当しないこと。
- (4)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の適用を申請した者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用を申請した者(いずれも更生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5)取引銀行において不渡り手形及び不渡り小切手を出していないこと。
- (6)暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に基づく暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。
- (7)ISO27001 若しくは JISQ27001(ISMS:情報セキュリティマネジメントシステム)の認証を得ていること。
- (8)JISQ15001(プライバシーマーク)の認証を得ていること。
- (9)ISO9001(QMS:品質マネジメントシステム)の認証を得ていること。
- (10)本業務の公告日までに、地方公営企業法適用に関する業務(企業会計システム導入)の受託実績を有すること。
- (11)本業務を遂行するために必要とされる資格や業務経験を有し、精通した者を従事させることができる者であること。
- (12)九州管内に本店、支店又は営業所等を有していること。

5. プロポーザル実施スケジュール

実施スケジュール(予定)は、次のとおりとする(閉庁日を除く。)。

No.	項目	期日等
1	公募開始	令和 5 年 4 月 10 日(月)から町ホームページにて提出書類等のダウンロード開始。直接配布は行わない。
2	質疑の受付	令和 5 年 4 月 11 日(火)から 令和 5 年 4 月 17 日(月)正午まで
3	質疑及び回答の公表	令和 5 年 4 月 20 日(木)
4	参加表明書の提出期限	令和 5 年 4 月 25 日(火)正午まで
5	第一次審査結果の通知	令和 5 年 5 月 10 日(水)
6	企画提案書等の提出期限	令和 5 年 5 月 24 日(水)正午まで
7	第二次審査	令和 5 年 5 月 26 日(金)
8	第二次審査結果の通知及び公表	令和 5 年 5 月 31 日(水)
9	契約手続	令和 5 年 6 月上旬

6. 質疑の受付と回答の方法

本プロポーザルに関する質問及び回答は、以下のとおりとする。

(1) 提出書類

質疑書「様式 5」

(2) 提出期間

令和 5 年 4 月 11 日(火)から令和 5 年 4 月 17 日(月)正午まで

(3) 提出方法

電子メールにより提出すること。

(4) 提出先

〒863-2503 熊本県天草郡苓北町志岐 660 番地

苓北町役場 水道環境課

メールアドレス:suidou@town.reihoku.lg.jp

(5) 回答方法

質疑に対する回答は、提出されたすべての質疑と回答をまとめて、令和 5 年 4 月 20 日(木)までに、質疑書に記載された電子メールアドレス宛に回答する。
なお、質疑のあった事業者名は公表しない。

7. 参加手続等

(1) 参加申込方法

1) 提出書類

①参加申込書「様式 1」 1 部

②会社概要書「様式 2」 1 部

③業務実績調書「様式 3」 1 部

④登記事項証明書 1 部

⑤印鑑証明書 1 部

⑥消費税及び地方消費税納税証明書 1 部

⑦都道府県税納税証明書 1 部

⑧財務諸表(過去 3 年分) 1 部

※現在、苓北町もしくは熊本県の入札参加資格を有している場合は、上記

④から⑦までの書類を省略することができる。

2) 提出方法 持参又は郵送(期限厳守)

(2) 提出期間

令和 5 年 4 月 10 日(月)から令和 5 年 4 月 25 日(火)正午まで

(3) 提出場所

〒863-2503 熊本県天草郡苓北町志岐 660 番地

苓北町役場 水道環境課

[TEL:0969-35-3335](tel:0969-35-3335)

8. 提案書等の提出

(1) 提出期間

第一次審査結果の通知日から令和 5 年 5 月 24 日(水)正午まで

(2) 提出方法 持参又は郵送(期限厳守)

(3) 提出部数

- 1) 原本 1 部(代表者印押印のもの)
- 2) 写し 6 部(原本がカラー印刷を含む場合は、写しもカラー印刷する)
- 3) CD-R (原本のデータを、PDF 形式で保存したもの)

(4) 提出場所

〒863-2503 熊本県天草郡苓北町志岐 660 番地

苓北町役場 水道環境課

[TEL:0969-35-3335](tel:0969-35-3335)

(5) 提出書類

提出書類	注意事項
提案書表紙	A4 判の「様式 7」とする。
企画提案書	1. A4 判とし、様式については特に定めないものとする(A3 判による折り込み頁の挿入及びカラー印刷は可とする。) 2. 本町の状況を踏まえ、以下の①～⑥について、応募者の特色がわかりやすい具体的な提案書とすること。 ①業務の実施方針について ②業務実施体制について ③作業工程について ④システムの導入について ⑤セキュリティ及びバックアップについて ⑥システムの特徴及び機能について ⑦システムの操作性について ⑧サポート体制について ⑨システムの保守について ⑩次期更新時の対応について ⑪その他(本町にとって有益な追加提案で、参考見積に含める。) 3. 提案書の頁数については、特に指定しない。
業務実績調書	企業会計システム導入業務の実績を「様式 3」に記載すること。
実施体制調書	A4 判の「様式 4」とし、体制図(任意様式)を添付すること。
見積書	本業務の見積額及び運用費(5 か年分)「様式 8」
仕様回答書	「様式 9」による。

※各様式の記入欄が不足する場合は、適宜、欄、ページを増やすことは可能。

※提出期限経過後は、提案書類の提出は認めない。

9. 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

① 審査委員会

本町職員で組織する審査委員会が別記審査基準に基づいて行う。審査委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切認めない。

② 第一次審査

8. 参加手続き等(1)提出書類の内容に基づき参加資格審査を行い、審査の結果について、参加資格審査結果通知書「様式 6」により通知する。

なお、申込多数の場合は、提出書類を選考の上、上位 3 者を選定する。

③ 第二次審査

提出された企画提案書の審査及びヒアリングを実施する。

1) 実施予定日及び会場

令和 5 年 5 月 26 日(金) 苓北町役場 1F 大会議室

※詳細は別途通知する。

2) 所要時間

ヒアリングの時間は、40 分以内とする(準備から片付けまで)。

3) 実施方法等

ア ヒアリングの順番は企画提案書の受付順とする。

イ 出席者は、管理技術者を含む 5 名以内とする。

ウ ヒアリングに使用する機材等は、提案者が準備するものとする。ただし、スクリーン及びプロジェクターは本町にて準備する。

エ 説明は企画提案書に記載した内容に限り、追加資料の配付は認めない。

オ 第二次審査に欠席した場合は失格とする。

カ 審査は、評価項目ごとに審査し、第二次審査の得点が最も高い者を優先交渉権者とする。なお、同一点数が複数となった場合は、審査委員会の採決により決定する。

④ 審査結果

審査の結果については、全提案者に文書「様式 10」で通知するものとし、電話等による問合せには応じない。

10. 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とすることがある。

- (1) 本実施要領で定めた提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 本実施要領で定めた様式及び記入要領に示す条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に記載すべき事項が記載されていない場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 審査結果に影響を与えるような不正行為を行った場合
- (6) その他本実施要領に違反すると認められた場合

11. 契約

- (1) 優先交渉権者と本町の間で協議を行い、協議が整った時点で地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約を締結することを原則とする。
- (2) 優先交渉権者と契約が成立しない場合は、時点の提案者と契約締結の協議を行う。

12. その他留意事項

- (1) 本企画提案に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 本企画提案に関する情報は、苓北町情報公開条例に基づき取り扱う。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 提出された書類は、本企画提案に係る審査目的外の使用はしない。
- (5) 提出された書類は、本企画提案に係る審査目的の範囲で複製することがある。
- (6) 参加申込書「様式 1」を提出後に辞退する場合は、必ず辞退届「様式 11」を提出すること。

別記

公募型プロポーザルに係る審査基準

審査基準

No.	審査項目	審査基準	配点
1	業務実施方針	本業務を取り組むに当たっての実施方針内容は妥当か。	5 点
2	業務実施工程	業務工程は綿密かつ問題なく計画されているか。	5 点
3	システム構成	本町の現状に最適なシステム構成を提案しているか。	10 点
4	セキュリティ バックアップ	個人情報等の漏洩がないよう対策は講じられているか。また、停電等によるデータ損失がないよう対策が講じられているか。	10 点
5	特徴・機能	他社システムに比べて特徴があり、機能性・安定性・拡張性・経費削減効果等、使用するメリットがあるか。	10 点
6	操作性	画面が見やすく操作しやすいか。各機能により職員の作業負荷が軽減されているか。	10 点
7	サポート体制	システムの障害発生時に迅速に対応でき、職員の負担が軽減されるか。公営企業会計に精通した担当者によるサポートは受けられるか。操作方法を確実に習得できる研修の実施があるか。	10 点
8	システム保守	法改正等に伴う大規模なシステム改修を保守料の範囲で対応できるか。簡易な修正は職員によるマスター修正等で対応できるか。	10 点
9	次期更新時対応	契約満了時等においてシステムを入れ替える際に、容易に新規に導入するシステムにインポートするためのデータのエクスポートが行えるか。その対応経費が発生するか。	10 点
10	独自提案	本業務を実施する上で、仕様書にはない本町に有益となる独創的な提案となっているか。	10 点
11	取組み姿勢、 コミュニケーション能力	本業務の理解度、取組意欲が感じられるか。また、提案説明や質問に対する応答は、適正になされているか等を評価する。	10 点
12	価格の妥当性	提案内容に見合う価格か。導入後の費用は妥当か。	20 点
合計			120 点

